



志木三小 新型コロナウイルス感染症に対応した学校教育活動ガイドライン（緊急事態宣言期間中）

Ver.6 令和3年1月12日部分改定（_____で表示）

目的

緊急事態宣言下においても新型コロナウイルス感染拡大を予防しながら、児童にとって安心安全な学校生活が送れるようにする。

基本的な考え方

- 教職員・児童ともに、常時マスク着用を基本とし、三密を避けるよう対処します。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う差別・偏見を生じさせないようにし、安心安全な学校生活が送れるようにします。
- 自らの健康について考え、児童一人ひとりが自律的な学校生活が送れるように努めます。

1. 朝・登校時は

- 通学班登校（下校も同様）では、適切な間隔をあけつつ、安全に気をつけて登校するよう指導します（マスクについては常時着用するよう指導します）。
- 登校後は、石けんによる手洗いを行うよう指導します。
- 登校後、朝の会で健康カードの確認と担任による健康観察を確実にを行います。

2. 授業中は

- 座席は前後の間隔をあけ、対面としない配置にします。
- エアコンやヒーターを利用時において、対角線上の窓を開けるなど、こまめな換気を行います。
- 教科ごとに感染防止対策を考慮して、授業方法を工夫します。
 - 特に感染症対策を講じてもおなご感染リスクが高い学習活動は一時的に停止します。
 - 音楽…児童が近距離で行う合唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
 - 家庭科…児童が近距離で活動する調理実習
 - 体育…児童が密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
 - 理科・図工…児童同士が近距離で活動する実験・観察や共同制作や鑑賞活動 など
- 体育授業中など、活動による息苦しさを感ずるとき以外には常時マスク着用すること、外しているときは会話などをせず適切な距離をとることを指導します。

3. 休み時間・放課後は

- 休み時間もこまめな換気に努めます。
- 三密を避けるような遊び方や、運動時に息苦しさを感ずるとき以外にはマスクを常時着用することを指導します。
- 教室へ戻る際に、石けんでの手洗いを徹底します。

4. 給食時は

- 準備開始前に、全員が石けんで丁寧に手洗いをします。
- 配膳台は、配膳前に丁寧に拭き、清潔にしてから使用します。
- 授業同様、対面にならない座席配置で、静かに食べるよう指導します。また、会話をするときはマスクを着用するよう指導します。
- 片付け時も、密にならないよう順番に片付けをします。

5. 清掃時は

- 密にならないように、清掃場所や清掃の仕方を工夫します。
- 清掃終了後は、石けんでの手洗いを徹底します。

6. その他

- 感染症に対する差別・偏見が生じないように、学校教育全般にわたり指導します。
- 児童下校後、校内の消毒（電気のスイッチ、ドアノブ、手すり等）を行います。
- 手洗い場やトイレ等に目印を貼り、一定の間隔を意識して生活できるようにします。
- 教職員も児童同様に、適切な間隔や感染防止策を取りながら、日々の教育活動に当たります。



●特にご家庭にてお願いしたい注意点を**太字**にしてあります。ご協力よろしく申し上げます●

別紙

令和3年1月12日 (Ver.5)

ご家庭での感染予防のお願い (緊急事態宣言期間 Ver.)

志木市立志木第三小学校

1. 登校前に、お子さんの健康観察を丁寧に行い、登校を決めてください。

健康観察のポイント

- 不調な症状（前日からの不調や発熱も含める）
- 呼吸器系の症状 → 咳、のどの痛み
- 発熱の様子 → いつもより高い。体調不調時の症状がある。※微熱でも要注意です。
- 体調 → 体のだるさ。においや味の感じ方のおかしさ
- いつもと違う様子 → 顔色や食欲・寝起きなどの生活習慣もふり返って

2. 早期対応して、感染拡大の予防をいっしょに進めていきましょう

- **症状がある場合は、軽症でも早退（お迎え）をお願いすることがあります。**
- 呼吸器系の持病（ぜんそく等）がある児童は、健康管理に特に留意し、学校生活で配慮すべきことがありましたら、担任まで必ず伝えてください。
- 不調が少しでもある場合は、ご家庭で十分休養し、必要に応じて病院で受診してください。
- 少しでも症状があり、保護者の方が登校させないと判断された場合は、欠席ではなく出席停止の扱いとなります。

3. 適切な感染予防を行いながら、十分な睡眠・栄養バランスのとれた食事・適度な運動を行い、健康管理をしましょう。

毎日持ってくるもの

- 健康カード
 - お子さんの健康管理に生かします。記入・押印を必ずお願いします。
- マスク
 - **予備を2枚以上**、ランドセルのポケット等に入れて、必ず持たせてください。
 - 忘れたときは、学校のを渡し、家庭のを返却していただきます。
 - **体育授業中や休み時間であっても、息苦しさを感じる時以外は常時着用とし、外すときは「ティスタンスを確保する」「会話はしない」ことを指導しています。ご家庭においても、休日・放課後も含め、子どもたちが習慣とできるよう、同様にご指導ください。**
- ハンカチ（タオル）、ティッシュ
 - 手洗いをする機会が増えます。**ハンカチは予備を持たせてください。**
- ナフキンまたはランチョンマット（給食時）
 - 給食のとき机の上に敷きます。忘れずにお願いします



その他

- 全国的な感染拡大が続いています。**以下に当てはまる場合は、直ちに学校までご連絡ください。**
→ **家族が発熱している** → **家族がPCR検査を受けている**
その際、児童は出席停止の扱いをとっております。(担当:教頭・加藤 健 電話 048-71-1062)
- 学校が留守番電話のときは、志木市教育委員会学校教育課（電話 048-473-1111）までご連絡ください。